

津久見市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

津久見市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 .....1
2. 目標 .....2
3. 計画の期間 .....3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・6

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、津久見市立学校における教職員の勤務実態を的確に把握し、業務の適正化及び健康の保持増進を図ることを目的とする。また、学校における働き方改革を総合的に推進し、児童生徒に対する教育の質の維持・向上を図ることを基本方針とする。

## (2) 津久見市の現状

○津久見市では、毎年4月1日に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、津久見市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和5・6年度の時間外在校等時間の状況】

		年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	R5年度	月31時間	16.7% (10人/60人)	0% (0人/60人)
	R6年度	月29時間	8.5% (5人/59人)	0% (0人/59人)
中学校	R5年度	月39時間	16.7% (6人/36人)	11.1% (4人/36人)
	R6年度	月40時間	29.0% (9人/31人)	3.2% (1人/31人)

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で29.0%と多くなっている。  
中学校では、部活動の指導等の業務の負担感が大きくなっており、部活動の地域展開を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

○1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

○1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【令和6年は14日】

・令和6年の平均年休取得時間約115.88時間÷7.75(7時間45分)

○後期ストレスチェックにおける「仕事のストレス判定図」において全国平均と比べた際、評価が「比較的良好」となることを目指す

項目	全国平均 【R6後期】		大分県平均 【R6後期】	津久見市平均 【R6後期】	評価(全国平均比) 【R6後期】
仕事の量的負担	小	8.3	9.6	9.8	改善が必要
	中	8.5	9.4	9.5	改善が必要
仕事のコントロール	小	7.5	8.7	8.9	比較的良好
	中	7.7	8.6	8.3	比較的良好
上司の支援	小	7.0	9.1	9.3	比較的良好
	中	7.3	9.1	8.7	比較的良好
同僚の支援	小	8.2	9.3	9.5	比較的良好
	中	8.1	9.2	8.4	比較的良好

○後期ストレスチェックにおける「総合健康リスク」の値において、全国平均と比べた際、評価が「30%以上少なめに発生」となることを目指す

項目	全国平均 【R6】		大分県平均 【R6】	津久見市平均 【R6】	評価(全国比)
総合健康リスク	小	100	72	69	31%少なめに発生
	中	100	73	86	14%少なめに発生

○教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度まで(4年間)

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

津久見では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ① 学校以外が担うべき業務

###### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・児童生徒の学校への登下校時の日常的な見守り活動は、保護者・地域住民・警察等に依頼し、原則学校以外が担うこととする。

###### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

###### ○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・学級費等の学校徴収金については、教師が現金を直接的に取り扱うことがなくなる仕組みを検討する。
- ・学級費等の学校徴収金を現金で納入する場合であっても、教師が直接現金を扱わないよう、事務職員やスクールサポートスタッフ等が集計作業等を行う。

###### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・令和7年4月1日に通知した「学校におけるカスタマーハラスメント対策」を学校や保護者に確実に周知し、ハラスメントに対しては市教委と学校が組織的に対応する。

## ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ○調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・教育委員会から学校へ発出される調査の回答は、システム等を活用して学校が集計することがないようにする。また、集計が必要な場合であっても、事務職員やスクールサポートスタッフ等を活用して、教師の事務負担を軽減する。

### ○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・学校が行う場合は、事務職員やスクールサポートスタッフ等が積極的に参画する。

### ○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・点検(「3分類」⑧関係)

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて民間事業者への委託を活用する。

### ○部活動(「3分類」③関係)

- ・原則、休日全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。また、部活動指導員、外部指導者等の配置拡充を進める。

## ③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ○授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習支援員、スクールサポートスタッフ等を積極的に配置する。

### ○学校行事の準備・運営(「3分類」⑰関係)

- ・学校行事の物品準備、校舎内外の美化作業等は、スクールサポートスタッフ等が積極的に関り、教師の負担を軽減にする。

### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、社会福祉課等の関係機関と連携・協働した支援体制を構築する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター「ネオリ」指導員の効果的な支援を促進する。

## (2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

○当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○勤務時間外の留守番電話機能等を活用する。学校・保護者間の連絡は、Web上の学校・家庭間連絡システムを用いて、欠席連絡や行事案内等を行い、電話連絡の削減、ペーパーレス化を行う。

## (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

○1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員は、医師による面接指導を行うなど、必要な取組を行う。また、終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

○ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。また、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

○年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。また学校閉庁日を夏季及び秋季休業期間中に設け、年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。

○学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、津久見市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。